

入会のご案内

「一般財団法人マナビス会」(以下「財団」)は、マナビス・スキンケア・クラブ(以下「MSC」)の会員さまのうち、一定の要件を満たし本財団へ入会された方(以下「財団会員」)につき、そのご本人もしくはご家族*が万が一病気や怪我、加齢等によって要介護状態になってしまわれたときに、毎月一定の金額を、一定期間支給いたします。

*財団会員の配偶者、財団会員の父母、ならびに配偶者の父母。

入会方法

以下①②の要件を満たした上で財団への申込み及び財団の承認が必要です。

要件① 長年の愛用者であることとは

年間で40個以上、継続して5年以上、商品を愛用している方です。

要件② マナビスの仲間と縁(えにし)をつないでいることとは

次のA・B・Cを5年以上満たしている方です。



給付について

財団会員、もしくは財団会員の家族^{※1}が要介護3以上の認定を受けた場合^{※2}、給付申請により、毎月一定額を一定期間支給いたします。

※1 財団会員の配偶者、財団会員の父母、ならびに配偶者の父母。

※2 財団入会以前より要介護3以上の認定を受けている場合も含まれます。

給付額

30,000円/月

給付期間

要件①と要件②を満たした年数 + 3年 = 給付期間

例（2025年度の初回申請の場合）

	6年前 (2019年度)	5年前 (2020年度)	4年前 (2021年度)	3年前 (2022年度)	一昨年 (2023年度)	昨年 (2024年度)
要件①	×	○	○	○	○	○
要件②	×	○	○	○	○	○

給付終了事由

給付期間内であっても、次の場合は給付終了となります。

- 財団会員、もしくは申請対象者である財団会員の家族が亡くなった場合。
- 申請対象者である財団会員、もしくは財団会員の家族が要介護3以上ではなくなった場合。
- 申請対象者が財団会員の家族であるときは、本人がMSC会員・財団会員でなくなった場合。



お問い合わせ

マナビス化粧品
会員サポート部

0120-268-510 (9:00~17:00)
土・日・祝日休

〒279-0032 千葉県浦安市千鳥15-9

詳細はこちら

